

府中町第4次 地球温暖化対策実行計画 【事務事業編】



令和5（2023）10月 府中町

はじめに

このたび、令和 12（2030）年度までの当町の事務事業に係る地球温暖化対策について定めた「府中町第 4 次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定いたしました。

ゼロカーボンシティの実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。



府中町ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響により、世界各地で猛暑や大雨、大規模な干ばつ等の異常気象が多発しており、その対策は喫緊の課題となっています。

2015 年に国連気候変動枠組条約締結国会議（通称 COP）により合意されたパリ協定では、「世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち 1.5℃に抑える努力をする」ことが世界共通の長期目標として掲げられました。

我が国においては、2020 年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、2021 年 4 月には中期目標として、2030 年度までの温室効果ガス排出削減目標を 2013 年度比 46%削減とし、更に 50%の高みに向けて挑戦を続けることが発表されました。

府中町においても、このたび改定する府中町第 2 次環境基本計画に「脱炭素社会の実現」を明記し、国や広島県との連携を図り、町民・事業者と一体となって、温室効果ガス削減に向けた取り組みをより一層推進することとしています。

ここに府中町は、美しく恵み豊かな地球環境を次世代に継承するため、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現を目指すことを宣言します。

2023 年 3 月 13 日

府中町長 佐藤信治

目次

序章 はじめに

第1章 背景と基本的事項

第1節	背景	1
第2節	計画の基本的事項	2

第2章 現状と課題

第1節	温室効果ガス（二酸化炭素）排出状況	5
第2節	温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の増減要因	6
第3節	第3次計画の達成状況	8

第3章 目標と基本方針

第1節	温室効果ガス削減目標	13
第2節	基本方針	15

第4章 目標達成に向けて

第1節	取り組みの体系	17
第2節	公共施設等の省エネルギー性能の向上	18
第3節	公共施設等への再生可能エネルギーの導入	21
第4節	環境配慮行動の実践	22

第5章 重点取り組み

第1節	公共施設照明のLED化	23
第2節	エネルギーマネジメントの導入	24
第3節	公用車の電動車への更新	25
第4節	太陽光発電設備等の導入	26

第6章 計画の推進

第1節	計画の推進体制	29
第2節	計画の進行管理	30

巻末資料 用語の解説

第 1 章

背景と基本的事項

第 1 節 背景

第 2 節 計画の基本的事項

第1節 背景

① 気候変動の影響

近年、気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生しており、国内においても豪雨・台風や猛暑など異常気象による被害が頻発しています。当町においても、平成30（2018）年7月豪雨災害により、生活・社会・経済に多大な被害を受けました。

令和3（2021）年8月、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がなく、大気・海洋・雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、また、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

② 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成27（2015）年12月にフランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる『パリ協定』が採択されました。

パリ協定では、次のような世界共通の長期目標が掲げられました。

- ▶ 世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち1.5℃に抑える努力をする。
- ▶ そのため、できる限り早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21世紀後半には温室効果ガス排出量と（森林などによる）吸収量のバランスをとる。

また、平成30（2018）年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分低く保ち、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。

この報告書を受け、世界各国で2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

③ 地球温暖化対策を巡る国内の動向

令和2（2020）年10月に、内閣総理大臣は所信表明演説のなかで「我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。更に、令和3（2021）年10月には「地球温暖化対策計画」を改定し、2050年カーボンニュートラル宣言の実現に向け、その中期目標として 2030年度の温室効果ガス排出量を46%削減（2013年度比）することを目指すという新たな目標が示されました。

広島県では、令和3（2021）年3月に2050年温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指し「みんなで挑戦 未来につながる 2050 ひろしまネット・ゼロカーボン宣言」を表明しました。更に、令和5（2023）年3月には「第3次広島県地球温暖化防止地域計画」を改定し、県内から排出される温室効果ガスを令和12（2030）年度までに39.4%削減（2013年比）することを目標とし、従来の22%削減から大幅に目標値を引き上げました。

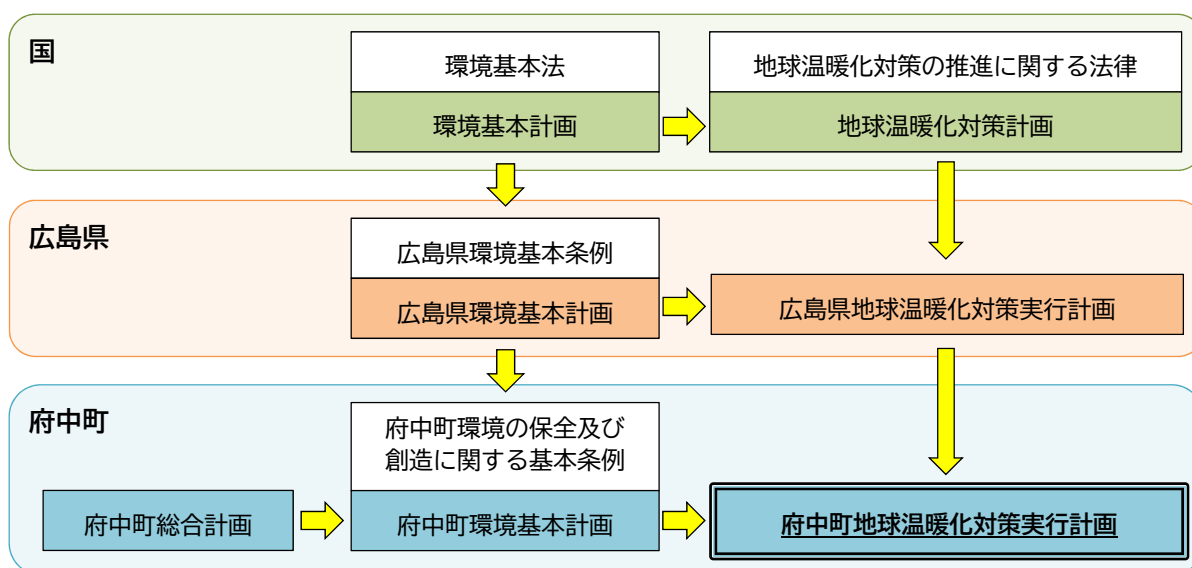
第2節 計画の基本的事項

① 計画の目的

府中町第4次地球温暖化対策実行計画【事務事業編】（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第21条に基づき、政府が策定する地球温暖化対策計画に即して、当町が実施する事務事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

② 計画の位置付け

本計画は、温対法第21条に基づく地方公共団体実行計画として、「府中町第4次総合計画」や「府中町第2次環境基本計画」に即して策定します。



図表 1-1 計画の位置付け

③ 計画期間

本計画の計画期間は、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度末までの8年間とします。また、国内外の地球温暖化を取り巻く社会的な状況の変化や「府中町第4次総合計画」や「府中町第2次環境基本計画」などの上位計画の改定に併せて、適宜見直しを行うものとします。

図表 1-2 計画の期間

第4次地球温暖化対策実行計画								第5次計画
R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13～ 2031～
				本計画				次期計画
第4次総合計画			第5次総合計画					
第2次環境基本計画			第3次環境基本計画					

④ 対象とする事務事業及び施設等

本計画の対象とする事務事業は、当町の全ての事務事業とし、対象施設は以下に示す 37 施設とします。（エネルギー管理権限を居住者が有している町営住宅は対象から除きます。）

図表 1-3 対象施設

分 類	番号	施 設 名
複合施設	1	安芸府中生涯学習センターくすのきプラザ
	2	府中南交流センター
	3	府中北交流センター
	4	府中町立府中公民館・歴史民俗資料館
住民文化施設	5	府中町立府中南公民館
	6	府中東地区センター
	7	総社会館
	8	鶴江地区センター
スポーツ・レクリエーション系施設	9	府中町立体育場
産業系施設	10	安芸府中商工センター
学校教育系施設	11	府中町立府中北小学校
	12	府中町立府中小学校
	13	府中町立府中南小学校
	14	府中町立府中中央小学校
	15	府中町立府中東小学校
	16	府中町立府中中学校
	17	府中町立緑ヶ丘中学校
子育て支援施設	18	府中小学校区放課後児童クラブ（留守家庭児童会）
	19	府中中央小学校区放課後児童クラブ（留守家庭児童会）
	20	府中南小学校区放課後児童クラブ（留守家庭児童会）
	21	府中東小学校区放課後児童クラブ（留守家庭児童会）
	22	府中北小学校区放課後児童クラブ（留守家庭児童会）
保健・福祉施設	23	府中町ふれあい福祉センター
	24	府中町シルバーワークプラザ
	25	老人福祉センター福寿館
インフラ施設	26	水分峡森林公園
	27	揚倉山健康運動公園
	28	空城山公園
	29	その他公園
	30	道路街路灯・防犯灯
	31	つばきバス
供給処理施設	32	府中町環境センター
	33	町内ポンプ施設
行政系施設	34	府中町役場本庁舎
	35	府中町消防本部及び消防署
	36	向洋駅周辺区画整理事務所
	37	府中町向洋駅前自転車等駐車場

⑤ 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、府中町第3次地球温暖化対策実行計画【事務事業編】（以下「第3次計画」という。）までは二酸化炭素のみを対象としていました。

本計画からは、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」（令和5（2023）年3月 環境省）に基づき、温対法第2条第3項に規定する7種類の温室効果ガスのうち、業務上排出のない、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、事務事業編では算定の対象外となる三ふっ化窒素（NF₃）を除いた4種類を対象とします。

図表 1-4 温室効果ガスの種類

温室効果ガス		主な用途・発生源	地球温暖化係数※
対 象	二酸化炭素 (CO ₂)	・電気の使用 ・燃料の使用 ・廃プラスチックの焼却	1
	メタン (CH ₄)	・燃料の燃焼 ・廃棄物の焼却、埋立 ・自動車の走行	25
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	・燃料の燃焼 ・廃棄物の焼却、埋立 ・自動車の走行	298
	ハイドロフルオロ カーボン類 (HFCs)	・カーエアコンの使用、廃棄	12～14,800
対 象 外	パーフルオロ カーボン類 (PFCs)	・半導体の製造など	当町の事務事業からの排出がないと見込まれるガス
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	・電気絶縁ガスなど	
	三ふっ化窒素 (NF ₃)	・半導体の製造など	施行令第3条第1項により 算定対象から除外

※地球温暖化係数とは、二酸化炭素を基準にした温室効果の程度を示す数値のこと。

⑥ SDGs との関連

本計画に関連する「持続可能な開発目標（SDGs）」は、以下のとおりです。



図表 1-5 関連する SDGs

第2章

現状と課題

第1節 温室効果ガス（二酸化炭素）排出状況

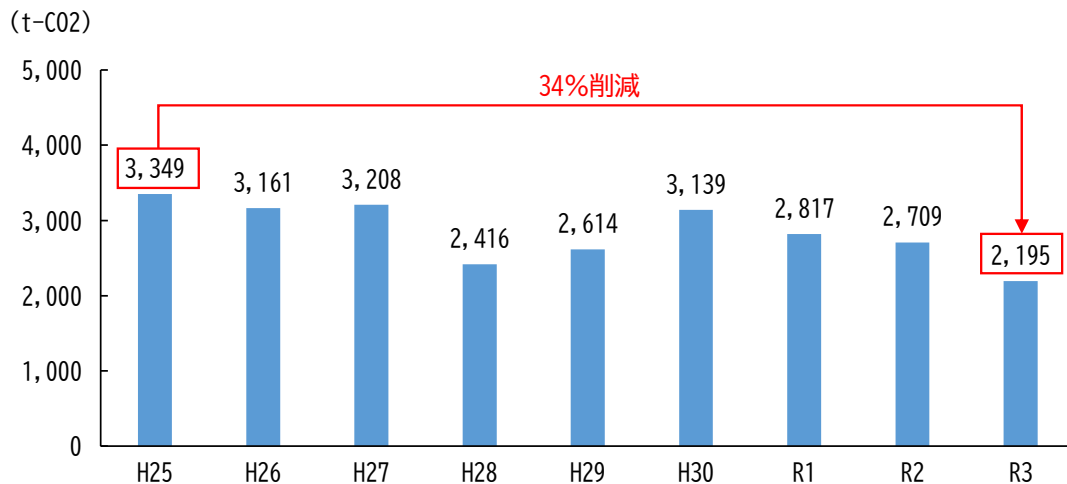
第2節 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の増減要因

第3節 第3次計画の達成状況

第1節 温室効果ガス（二酸化炭素）排出状況

① 総排出量

当町の事務事業に係る二酸化炭素排出量は、近年、減少傾向で推移し、令和3（2021）年度に2,195 t-CO₂であり、基準年度の平成25（2013）年度比34%削減となっています。



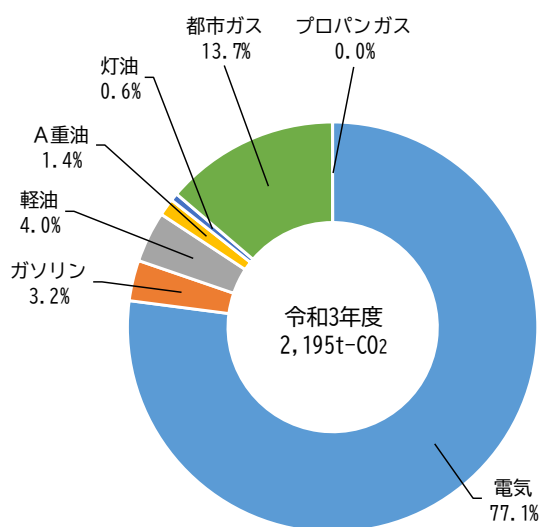
図表 2-1 二酸化炭素排出量の推移

② エネルギー種別排出状況

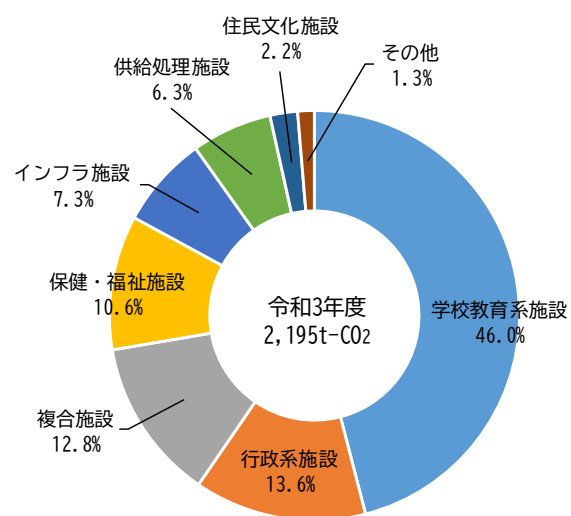
令和3（2021）年度のエネルギー種別の二酸化炭素排出量の内訳は、電気からの排出が77.1%と大部分を占め、次いで都市ガスからの排出が13.7%となっています。

③ 施設分類別排出状況

令和3（2021）年度の施設分類別の二酸化炭素排出量の内訳は、「学校教育系施設」が46.0%と最も多く、「行政系施設」「複合施設」「保健・福祉施設」「インフラ施設」「供給処理施設」が各々10%前後を占めています。



図表 2-2 二酸化炭素排出状況【エネルギー別】

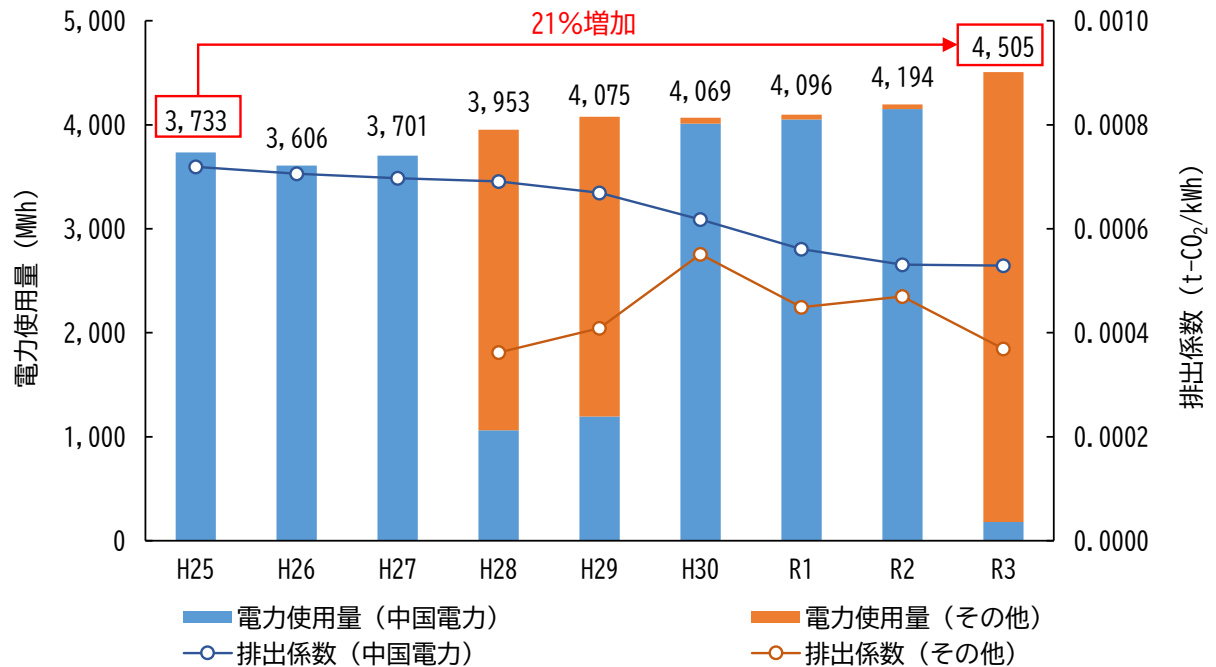


図表 2-3 二酸化炭素排出状況【施設分類別】

第2節

温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の増減要因

当町の事務事業に係る電力使用量は、令和3（2021）年度に4,505MWhであり、基準年度の平成25（2013）年度比21%増加となっていますが、電力事業者の電力排出係数が低下したことで二酸化炭素排出量は34%減少（図表2-1参照）しています。



図表2-4-1 電力使用量及び排出係数の推移

平成28（2016）年度から電気の小売業への参入が全面自由化されました。

当町においても、平成28（2016）年度より電力入札を開始し、電力契約先は下に示すとおりです。

図表2-4-2 電力契約先の変遷

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
電力入札A	丸紅（株） 17施設		中国電力（株） 21施設			（株）ウエスト電力 21施設
排出係数（t-CO ₂ /MWh）	0.362	0.409	0.618	0.561	0.531	0.369
電力入札B			エフビットコミュニケーションズ（株） 4施設			（株）ウエスト電力 10施設
排出係数（t-CO ₂ /MWh）			0.551	0.449	0.470	0.369

第2章 現状と課題

電力使用量の推移を施設分類別に見ると、学校教育系施設の電力使用量の増加が顕著であり、平成 29（2017）年度より中学校、平成 30（2018）年度より小学校の普通教室にエアコンを設置したことが主因と判断されます。また、近年ではコロナ対策の換気によりエアコンの負荷が増加したことも要因として挙げられます。

図表 2-5 施設分類別の電力使用量の推移

	電力使用量（MWh）								差 R3-H25	比 R3/H25
	H25	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3		
学校教育系施設	1,314	1,406	1,560	1,672	1,728	1,894	2,060	2,293	979	175%
行政系施設	633	603	663	651	636	594	637	678	45	107%
複合施設	577	544	576	668	633	622	590	552	-25	96%
保健・福祉施設	383	351	368	350	352	339	311	325	-58	85%
供給処理施設	346	318	328	277	276	265	281	285	-61	82%
インフラ施設	135	135	134	142	139	139	126	185	49	137%
住民文化施設	254	239	248	231	228	157	122	119	-135	47%
その他	91	105	77	83	77	86	67	68	-23	75%
合 計	3,733	3,701	3,953	4,075	4,069	4,096	4,194	4,505	772	121%

なお、令和 3（2021）年度のインフラ施設の電力使用量の増加は、揚倉山健康運動公園・上段グラウンドの人工芝化によって施設稼働率が上がり、ナイター照明の利用が増えたことによるものと考えられます。

図表 2-6 エネルギー別の二酸化炭素排出量の推移

エネルギー	二酸化炭素排出量（t-CO ₂ ）									差 R3-H25
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
電気	2,684	2,546	2,580	1,781	1,977	2,510	2,293	2,224	1,691	-993
ガソリン	74	66	81	88	78	76	79	67	70	-4
軽油	14	16	15	54	95	97	97	91	88	74
圧縮天然ガス	0	83	90	45	0	0	0	0	0	-83※
A重油	107	101	102	100	51	28	28	35	30	-77
灯油	41	39	29	31	43	12	11	11	13	-28
都市ガス	427	309	311	316	369	414	310	280	302	-125
プロパンガス	1	1	1	1	1	1	1	0	0	-1
合 計	3,349	3,161	3,208	2,416	2,614	3,139	2,817	2,709	2,195	-1,154

※ 小数点の関係上、足し合わせ値と合計値が異なる場合があります。

※ H25 の圧縮天然ガスのデータが欠落しているため、差は R3-H26 としています。

電気以外の二酸化炭素排出量についても、概ね減少傾向にあります。

軽油については、つばきバス車両の更新により、圧縮天然ガス（CNG）車からディーゼル車に転換されたため、軽油起源の二酸化炭素排出量が増加していますが、その分、圧縮天然ガス起源の使用量が減少しています。

第3節

第3次計画の達成状況

第3次計画では、以下の4つの基本方針に基づき、二酸化炭素排出量の削減に努めてきました。

【第3次計画の基本方針】

基本方針1 省エネ行動及び省資源行動の推進

職員による省エネ行動及び省資源行動により、電気などの使用量を削減することで二酸化炭素排出量の削減を図ります。また、啓発により、取り組みの積極的な実施を推進します。

基本方針2 公共施設における省エネルギー化の推進

既存の空調設備などについては適正運転を徹底し、更新の際には高効率な設備などを導入することにより、電気などの使用量を削減することで二酸化炭素排出量の削減を図ります。

基本方針3 再生可能エネルギーの導入の推進

石油などの化石燃料は再生不可能な資源であり、使用することで二酸化炭素が排出されます。化石燃料の使用量及び二酸化炭素排出量を削減するために、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入を推進します。

基本方針4 吸収源対策の推進

緑化及び森林保全などにより、二酸化炭素の吸収源を確保します。

● 二酸化炭素排出量の削減目標

図表 2-7 二酸化炭素排出量の削減目標と実績値

基準値 平成 25（2013）年度	目標値 令和 2（2020）年度	実績値 令和 2（2020）年度
3,349 t-CO ₂	2,880 t-CO ₂ 【14%削減】	2,709 t-CO ₂ 【19%削減】

令和 2（2020）年度の二酸化炭素排出量は 2,709t-CO₂ であり、平成 25（2013）年度比 19%削減であり、目標を達成しています。

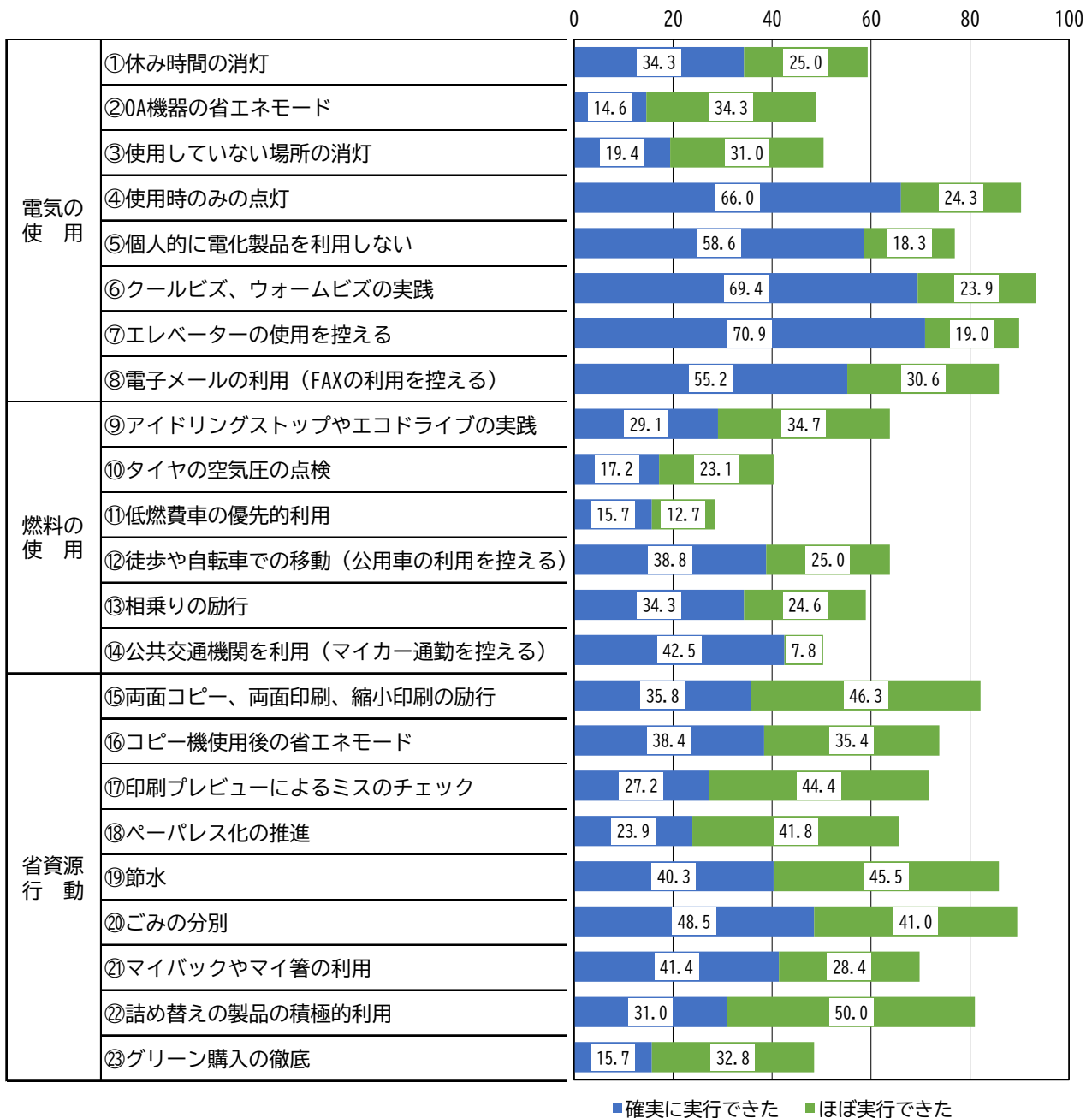
① 第3次計画の取り組み状況

● 基本方針1 省エネ行動及び省資源行動の推進

職員の省エネ・省資源行動の取り組み状況を確認するために、アンケート調査を実施しました。

- ・実施期間：令和4（2022）年8月19日～令和4（2022）年10月14日
- ・回答率：82%（268人/327人）※令和4（2022）年10月14日時点

図表 2-8 職員の省エネ・省資源行動の取り組み状況



アンケート結果によると、「OA機器の省エネモード」「使用していない場所の消灯」「タイヤの空気圧の点検」「低燃費車の優先的利用」「公共交通機関を利用」「グリーン購入の徹底」の実践度が低くなっていることが分かります。

● 基本方針 2 公共施設における省エネルギー化の推進

公共施設における省エネルギー化の取り組み状況は、以下に示すとおりです。

図表 2-9 公共施設における省エネルギー化の取り組み状況

取り組み内容		実施状況
省エネ設備への更新・導入	パソコンやプリンターなどの OA 機器を省エネ型に更新する。	△
	白熱電球を電球型蛍光灯や LED 照明に取り替える。	△
	新設する公共施設の照明設備は、LED 照明などの高効率照明を採用する。	◎
	防犯灯及び街路灯には、LED 照明などの高効率照明を採用する。	△
	照明設備の消灯・減光を制御する人体感知装置などを設置する。	△
	給食棟の改修に併せて、コージェネレーション（熱電併給）システムの導入を検討する。	×
	ポンプ場の更新にあたっては、効率的な施設配置及び設備・機器の導入を進める。	×
	空調設備の更新・導入にあたっては、高効率な設備を採用する。	◎
	トイレに流水音発生装置を設置し、節水を図る。	△
設備運営の適正化	自動販売機の設置は、必要最小限の台数にとどめる。	×
	空調設備の設定温度は、冷房時 28℃、暖房時 19℃を目安とし、適正運転を徹底する。	△
	空調設備のフィルターをこまめに清掃する。	△
	空調室外機は、直接日光が当たらない場所に置き、空調効率を向上させる。	×
	エコタップで待機電力のカットを推進する。	×
	水道水圧の調整を行う。	×
エネルギーの管理	デマンド監視装置により、デマンド値の抑制や電気使用量の削減を図る。	△
	保全マネジメントシステム（BIMMS）を活用し、エネルギーの使用量などを把握すると共に、省エネ設備の導入の検討に役立てる。	×
低公害車や低燃費車の導入	公用車の更新にあたっては、低公害車、低燃費車の導入を進める。	△
建築物の省エネルギー化	高断熱材を採用し、熱負荷を低減する。	△
	熱需要の変化に対応できる容量のものとし、可能な限り空調和を施す区画ごとに個別制御ができるものとするよう配慮する。	×
	昼光を使用することができる場所の照明設備の回路は、他の照明設備と別回路にすることを考慮する。	×
その他	再生可能エネルギー比率の高い電気の購入を検討する。	×

◎:実施 △:一部実施 ×:未実施

● 基本方針3 再生可能エネルギーの導入の推進

公共施設への再生可能エネルギー設備の導入状況は、以下に示すとおりです。

図表 2-10 再生可能エネルギー設備の導入及び検討状況

施設名	実施年	設備内容または検討状況
安芸府中生涯学習センターくすのきプラザ	H19 (2007)	太陽光発電設備 50KW 相当
府中南交流センター	H22 (2010)	太陽光発電設備 20KW 相当
府中町ふれあい福祉センター	H27 (2015)	太陽光発電設備 10KW 相当 リチウムイオン電池容量 15kWh 相当
府中北交流センター	H28 (2016)	太陽光発電設備 10KW 相当
府中中央小学校	—	新築工事にあたり、財政上の理由から太陽光発電設備は導入せず。 将来的に 10KW 以上の太陽光発電設備が設置できるよう、パネル架台の設置及び配管ルートの確保を行う。
府中公民館	—	新築工事にあたり、財政上の理由から太陽光発電設備は導入せず。 将来的に最大 30KW の太陽光発電設備が設置できるよう、パネル架台の設置及び配管ルートの確保を行う。

● 基本方針4 吸収源対策の推進

吸収源対策の推進の取り組み状況は、以下に示すとおりです。

図表 2-11 吸収源対策の取り組み状況

取り組み内容	実施状況
二酸化炭素の吸収源として、里山の間伐、枝打ち、植樹などの適正な維持管理を行い、森林保全、育成に努める。	13.8ha (H27 (2015) 年度末) ↓ 17.8ha (R2 (2020) 年度末) ※H30 (2018) 年度以降、災害復旧事業のため、森林整備は未実施

② 第3次計画の評価と課題

【評価】

第3次計画の目標年度である令和2（2020）年度の二酸化炭素排出量は 2,709 t-CO₂ であり、基準年度である平成25（2013）年度比 19%削減となり、削減目標の 14%を達成しています。

しかしながら、二酸化炭素排出量削減は、電力事業者の電力排出係数の低下に依存しており、電力使用量は、小中学校のエアコン設置などにより、12%増加する状況となっています。

第3次計画期間中においては、地球温暖化に対する社会情勢が大きく変化し、国及び広島県では温室効果ガス排出量の削減目標を大幅に引き上げており、本計画においては、更なる温室効果ガス排出量の削減が求められているところです。

【課題】

国や広島県の削減目標に準じた温室効果ガス排出量の削減を行うには、排出量の約8割を占める電力使用量を削減する必要があります。

それには、現在、事後保全的に行っている LED 照明への計画的な切り替えや、空調設備の効率的な運転、再生可能エネルギー設備の最大限導入などの取り組み強化が必須となります。

また、待機電力の削減やエコドライブなどの省エネ行動についても、職員の意識改革と計画への参画を促すための仕組みづくりや温室効果ガス排出抑制への理解を深める必要があります。

第3章

目標と基本方針

第1節 温室効果ガス削減目標

第2節 基本方針

第1節 温室効果ガス削減目標

① 温室効果ガス削減目標の設定

国においては、令和3（2021）年10月に閣議決定された「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（以下、「政府実行計画」という。）により、政府の事務・事業に係る温室効果ガス削減目標を令和12（2030）年度に **50%削減**（平成25（2013）年度比）としています。

また、広島県においては、令和5（2023）年3月に「第5期広島県地球温暖化対策実行計画」を改定し、広島県の事務事業に係る温室効果ガス削減目標を令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で **55%削減**としています。

当町の事務事業に係る温室効果ガス削減目標は、現状の削減率等を踏まえ、政府の削減目標にあわせ、令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で **50%削減**（平成25（2013）年度比）に設定します。

削減目標を達成に向け、本計画に位置付ける具体的な取り組みを推進し、2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、率優先的な取り組みを行います。

令和12（2030）年度 当町の事務事業に係る温室効果ガス排出量の削減目標
平成25（2013）年度比 **50%** の削減を目指します

図表 3-1 温室効果ガス削減目標の内訳

(単位：t-CO₂)

種別		基準値 H25 (2013) 年度	現状値 R3 (2021) 年度	排出量	目標値 R12 (2030) 年度					
					削減量	現 状 すう勢	(削減量内訳)			
							省エネ対策等			
					LED化	エネルギー マネジメント	太陽光 公用車等			
二酸化炭素	電気の使用	2,684	1,691	1,211	▲ 1,473	▲ 987	▲ 303	▲ 174	▲ 9	
	燃 料 の 使用	ガソリン	74	70	39	▲ 35	▲ 9	0	0	▲ 26
		軽油	41	88	86	45	45	0	0	0
		A重油	14	30	14	▲ 0	▲ 0	0	0	0
		灯油	107	13	7	▲ 100	▲ 100	0	0	0
		都市ガス	427	302	315	▲ 112	▲ 112	0	0	0
		プロパンガス	1	1	0	▲ 1	▲ 1	0	0	0
	小 計	3,349	2,195	1,672	▲ 1,676	▲ 1,164	▲ 303	▲ 174	▲ 35	
メタン		0.9	0.9	0.9	0.0	—	—	—	—	
一酸化二窒素		1.4	1.4	1.4	0.0	—	—	—	—	
HFCs		0.8	0.8	0.8	0.0	—	—	—	—	
温室効果ガス 計		3,352	2,198	1,675	▲ 1,676	▲ 1,164	▲ 303	▲ 174	▲ 35	
【削減率】			34.4%		50.0%	34.7%	9.0%	5.2%	1.0%	

※ 小数点の関係上、足し合わせ値と合計値が異なる場合があります。

● 現状すう勢（電力排出係数の改善）

温室効果ガス削減対策を行わない場合、引き続き電力需要が増加すると予想されますが、電力排出係数の改善（石炭火力発電の減少、再生可能エネルギー発電の増加）が更に進むことが予想されるため、温室効果ガス排出量は **1,164 t-CO₂削減（▲34.7%）** すると見込まれます。

本計画では、令和 12（2030）年度における電力排出係数を、政府「地球温暖化対策計画」電力業界の CO₂ 排出係数である 0.37t-CO₂/MWh を見込んでいます。

● 省エネ対策等

温室効果ガス削減目標を達成するには、電力排出係数の改善の他に、更に **511 t-CO₂（▲15.3%）** の削減が必要と試算されます。

温室効果ガス削減目標の達成に向けて、令和 12（2030）年度までは、排出量の約 8 割を占める電力使用量の削減を重点的に実施します。特に公共施設照明の LED 化、エネルギーマネジメントの導入によるエネルギーの運用改善、太陽光発電設備等の導入、公用車の電動車への更新などを計画的に推進していくことでエネルギー使用量の削減を目指します。

第2節 基本方針

本計画期間においては、以下3つの基本方針に基づき、温室効果ガス排出量の約8割を占める電気の使用に係る取り組みを重点的に実施し、令和12（2030）年度の温室効果ガス排出量の削減目標である50%削減（平成25（2013）年度比）を目指します。

基本方針1 公共施設等の省エネルギー性能の向上

当町の事務事業により排出する温室効果ガスは、公共施設の電力使用によるものが大部分を占めることから、建物や設備の省エネルギー性能の向上やエネルギー利用の効率化を進めます。

基本方針2 公共施設等への再生可能エネルギーの導入

公共施設等への太陽光発電設備など再生可能エネルギーの導入拡大を目指し、整備の可能性について調査・検討を行い、設置可能な施設について計画的に整備を進めます。併せて、再生可能エネルギー由来の電力の調達を検討します。

基本方針3 環境配慮行動の実践

職員一人ひとりが「2050年ゼロカーボンシティ」の実現を意識し、省エネルギー行動及び省資源行動など環境に配慮した行動を実践するとともに、ワークスタイルの転換を推進します。

第4章

目標達成に向けて

第1節 取り組みの体系

第2節 公共施設等の省エネルギー性能の向上

第3節 公共施設等への再生可能エネルギーの導入

第4節 環境配慮行動の実践

第1節 取り組みの体系

温室効果ガス削減目標の達成に向け、以下の体系に沿って各取り組みを進めます。

また、主な温室効果ガス削減対策の取り組みには、目標達成の進捗を管理するため、定量的な成果指標を設定し、PDCA サイクルにより着実に取り組みを進めます。

基本方針1 公共施設等の省エネルギー性能の向上

- ① 公共施設照明の LED 化【重点取り組み】
- ② エネルギーマネジメントの導入【重点取り組み】
- ③ 公用車の電動車への更新【重点取り組み】
- ④ 建築物の省エネ化・ZEB 化
- ⑤ 吸収源対策の推進



基本方針2 公共施設等への再生可能エネルギーの導入

- ① 太陽光発電設備等の導入【重点取り組み】
- ② 再生可能エネルギー由来電力の調達



基本方針3 環境配慮行動の実践

- ① 省エネ行動の実践
- ② 3Rの推進
- ③ 環境に配慮した製品等の購入・使用
- ④ 職員の環境意識の向上
- ⑤ 環境プロジェクトへの投資



第2節 公共施設等の省エネルギー性能の向上

① 公共施設照明のLED化【重点取り組み】

平成 29（2017）年度に実施した省エネポテンシャル診断の結果によると、下記施設の照明をLED化する場合、年間消費電力と温室効果ガス排出量の削減効果は下表が見込まれています。

図表 4-1 省エネポテンシャル診断結果による公共施設照明 LED 化による効果

分 類	施 設 名	削減効果		備 考
		[MWh]	[t-CO ₂]	
複合施設	安芸府中生涯学習センターくすのきプラザ	201.5	74.5	
	府中南交流センター	29.3	10.9	
住民文化施設	府中町立府中南公民館	28.5	10.5	建替予定
	府中東地区センター	7.7	2.8	
	総社会館	7.8	2.9	
	鶴江地区センター	4.6	1.7	
レクリエーション系施設	府中町立体育場	13.0	4.8	廃止予定
産業系施設	安芸府中商工センター	8.7	3.2	
学校教育系施設	府中町立府中北小学校	56.8	21.0	一部 LED 更新
	府中町立府中小学校	39.2	14.5	
	府中町立府中南小学校	69.8	25.8	
	府中町立府中中央小学校	21.0	7.8	
	府中町立府中東小学校	54.1	20.0	
	府中町立府中中学校	—	—	建替工事中
	府中町立緑ヶ丘中学校	52.0	19.3	
子育て支援施設	府中小学校区放課後児童クラブ	2.2	0.8	
	府中中央小学校区放課後児童クラブ	2.8	1.0	
	府中南小学校区放課後児童クラブ	1.9	0.7	
	府中東小学校区放課後児童クラブ	0.9	0.3	
	府中北小学校区放課後児童クラブ	0.8	0.3	
保健・福祉施設	府中町ふれあい福祉センター	23.1	8.5	
	府中町シルバーワークプラザ	4.6	1.7	
	老人福祉センター福寿館	25.7	9.5	
インフラ施設	水分峡森林公園	2.6	1.0	
	揚倉山健康運動公園	13.7	5.1	
	空城山公園	32.6	12.0	
供給処理施設	環境センター	10.3	3.8	
	町内ポンプ施設	13.1	4.9	
行政系施設	府中町役場本庁舎	57.9	21.4	
	府中町消防本部及び消防署	19.6	7.3	一部 LED 更新
	向洋駅周辺区画整理事務所	13.2	4.9	
	府中町向洋駅前自転車等駐車場	0.6	0.2	
合 計		819.5	303.2	

※電力排出係数は、0.37t-CO₂/MWh を用いる。

公共施設照明のLED化による温室効果ガス排出量の削減効果は、**303t-CO₂削減（▲9.0%）**と見込まれます。

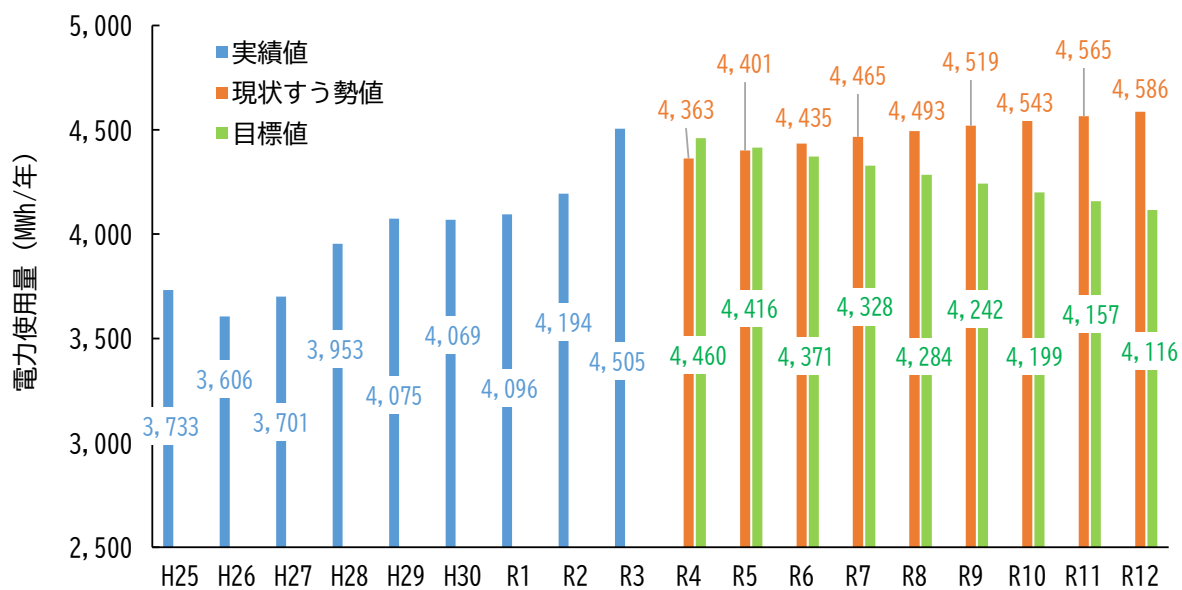
また、年間消費電力では、819MWhの削減が見込まれ、これは令和3（2021）年度の年間消費電力（4,505MWh）の18%に相当する電力量であり、令和5（2023）年4月の電力量料金単価30.40円/kW（燃料費調整含）で試算すると、年間約24,900千円の電力量料金の削減となります。

公共施設照明のLED化は、温室効果ガス削減による地球温暖化に寄与するのみでなく、費用対効果も大きな事業であるため、公共施設のLED照明への切り替えを計画的に行い、令和12（2030）年度までに100%LED化を目指します。

★成果指標：公共施設照明のLED化率 100%【令和12（2030）年度】

② エネルギーマネジメントの導入【重点取り組み】

エネルギー消費量の見える化や設備運転の最適化により、エネルギーの運用改善に取り組み、**年間電力使用量の年率1%以上削減**を目指します。これによる温室効果ガス排出量の削減効果は、**174t-CO₂削減（▲5.2%）**と見込まれます。



図表 4-2 エネルギー運用改善による電力使用量の削減目標

学校教育系施設では、特別教室へのエアコン設置等も検討されており、今後も更に電力需要の増加が予想されるため、適切な学習環境を維持しながら、無理のない範囲で「学校等における省エネルギー推進のための手引き」（平成31年3月文部科学省）に基づき、電力使用量の削減に取り組めます。

★成果指標：エネルギーマネジメントによる電力使用量の削減 年率1%以上削減

③ 公用車の電動車への更新【重点取り組み】

更新時期を迎える公用車について、代替できない場合などを除き、令和 8（2026）年度以降、原則電動車への更新を目指します。

併せて、政府が掲げる「2035 年までに乗用車新車販売で電動車 100%」という目標を実現するため、充電インフラの整備が急務であり、公共施設への EV 充電器の設置を検討します。

★成果指標：更新車両における電動車の導入率 100%【令和 8（2026）年度以降】

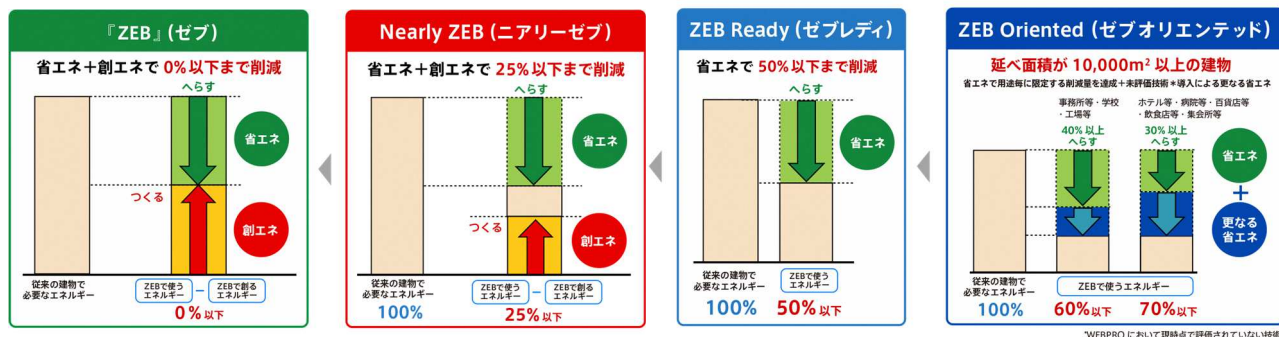
	①電気自動車 (EV)	②燃料電池自動車 (FCV)	③プラグイン・ハイブリッド自動車 (PHV)	ハイブリッド自動車(HV)	
				4トヨタ型(プリウス等)	5日産型(e-Power)
構造					
長所	・走行時にCO2が排出されない	・走行時にCO2が排出されない ・航続距離が長い ・充電時間が短い	・電動モード時は走行時にCO2が排出されない ・電欠してもエンジンで走行が可能	・従来のガソリン車に比べて燃費が優れている	
短所	・コストが高い ・航続距離が短い ・充電時間が長い ・電池製造時にCO2が排出される	・EV以上にコストが高い ・充電インフラコストが高い	・エンジンモード時は走行時にCO2が排出される ・コストがまだ高い	・従来のガソリン車ほどではないが、走行時にCO2が排出される	

図表 4-3 電動車の定義 出典：経済産業省 HP

④ 建築物の省エネ化・ZEB化

公共施設の新築や建替え時は、用途・規模などに応じた省エネルギー対策を徹底し、最大限 ZEB 化を目指します。

なお、経済産業省では、ZEB の実現・普及に向けて、4 段階の ZEB を定義しています。



図表 4-4 ZEB の定義 出典：経済産業省 HP

既存の公共施設については、長寿命化改修や大規模改修時期に併せ、築年数・用途・規模などに応じて、建築物の省エネルギー性能の向上に努めるものとします。

★成果指標：新築等公共施設の ZEB 化（ZEB Ready 相当以上）率 100%
（ただし、床面積 300 ㎡未満の建築物を除く）

⑤ 吸収源対策の推進

町有林について、健全な森林整備や適切な管理・保全を図り、二酸化炭素の吸収源としての機能を維持・向上を目指します。併せて、森林整備で発生する間伐材の再利用について検討します。

第3節 公共施設等への再生可能エネルギーの導入

① 太陽光発電設備等の導入【重点取り組み】

公共施設の新築や建替え時は、用途・規模などを考慮しつつ、太陽光発電設備等の最大限設置を目指します。

既存の公共施設への太陽光発電設備の整備については、長寿命化改修や大規模改修等の予定を踏まえ、規模や耐荷重、発電効率などの条件を考慮し、設置の可否について検討を進め、設置可能な施設へ最大限設置するよう努めます。

蓄電池の整備は、太陽光発電設備で発電した電気を最大限活用できるとともに、特に災害時における非常用電源として有効なため、太陽光発電設備の導入に併せ、避難所として指定されている施設への導入を中心に検討を進めます。

町が保有する土地についても、同様に調査・検討を行います。

★成果指標：新築等公共施設への太陽光発電設備の導入率 100%

② 再生可能エネルギー由来電力の調達

現在、当町では、公共施設の電力契約手続きにあたり、原則、一般競争入札により事業者を決定しています。今後、電力契約手続きにおいて、価格のみで判断するのではなく、温室効果ガスの環境負荷についても適切に考慮した契約となるよう、電力調達に係る環境配慮契約方針の策定を検討します。

第4節 環境配慮行動の実践

① 省エネ行動の実践

- クールビズ・ウォームビズにより、夏季・冬季の省エネ対策に取り組みます。
- 一斉退庁日の推進やWEB会議の活用などにより、業務改善を図ります。
- 休憩時間や使用していない場所の消灯、OA機器の省エネモードの設定など、使用面での改善を図ります。
- 公共交通機関の積極的な利用、アイドリングストップやエコドライブを実践します。

② 3Rの推進

- 両面印刷や2アップ印刷の徹底、電子決裁などの利活用により、用紙使用量を抑制します。
- 庁舎などから発生する廃棄物について、分別収集ルールに沿って、ごみの分別を徹底し、資源化の取り組みを推進します。
- マイバッグ、マイボトル、マイはしの持参を推進します。
- リユース物品を積極的に活用します。

③ 環境に配慮した製品等の購入・使用

- 物品などの購入にあたっては、グリーン購入方針に基づき、環境負荷の少ない製品の購入を推進します。
- 古紙パルプ配合率の高い再生紙の使用を推進します。

④ 職員の環境意識の向上

- 国が推奨する「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」を参考に、環境配慮の意識を高め、率先して実践します。
- 省エネ対策など環境に関する情報や使用電力などの情報を職員で共有します。

⑤ 環境プロジェクトへの投資

- 広島県等が発行するグリーンボンドの購入などを通じて、環境プロジェクトへ投資し、県内のESG投資の機運醸成に貢献します。

第5章

重点取り組み

第1節 公共施設照明のLED化

第2節 エネルギーマネジメントの導入

第3節 公用車の電動車への更新

第4節 太陽光発電設備等の導入

第1節 公共施設照明のLED化

① 社会情勢

政府は、「地球温暖化対策計画」（令和3（2021）年10月22日閣議決定）において、「LED等の高効率照明について2030年までにストックで100％普及することを目指す」方針を掲げています。また、各メーカーでは、蛍光灯器具や蛍光灯の生産を終了しており、蛍光灯等の販売数の激減・大幅な値上げが進んでおり、LEDへの更新が喫緊の課題となっています。

② LED更新の考え方

令和12（2030）年までに、全ての公共施設照明のLED化を進めるには、計画的に改修を進める必要があります。その場合、財政上の負担などもあることから、以下の考え方を基に、改修する施設・時期を平準化し、年度計画を立案します。

●視点1 「維持保全計画（建築物）」における建替え・改修方針

「維持保全計画（建築物）」において、各公共施設の建替え・改修方針が示されていることから、各施設の計画上の方針を考慮する必要があります。

●視点2 電気使用量

電気使用量が多い施設ほど、LED更新による費用対効果が高いと考えられることから、改修する時期を早期に位置付ける必要があります。

●視点3 一括発注方式による効率化

各施設が個別で改修するよりも、複数の施設で一括して改修した方がスケールメリットにより効率的となるため、施設の選定や年度計画の立案の際に考慮する必要があります。

③ LED更新の手法

LED更新の手法は、購入により改修する他、リース契約やESCO（Energy Service Company）事業による手法も考えられます。

どの手法を採用するかは、照明数・耐用年数・費用対効果・補助金の有無などを踏まえ検討します。

図表5-1 LED更新の手法

	購 入	リース契約	ESCO事業
メリット	国の補助金や交付税の対象となるため、財政負担が軽減される。	簡便な調査で導入が可能であり、導入までの期間が短縮できる。リース期間内で財政負担を平準化することができ、メンテナンス費も不要。	事前に調査は必要となるが、省エネ効果の保証がされる。契約期間内で財政負担を平準化することができ、メンテナンス費も不要。
デメリット	設備を購入するため初期費用とメンテナンス費用が発生する。詳細設計・積算が必要となるため、導入までに相当の期間を要する。	国の補助金や交付税の対象とならないことが多く、財政負担は購入よりも大きくなる。契約期間中は、契約内容に拘束される。	

第2節 エネルギーマネジメントの導入

① エネルギーマネジメントとは

エネルギーマネジメントとは、エネルギーを合理的に利用するため、「施設内のどこでどれだけのエネルギーが使われているのか?」「無駄なエネルギー消費がどこにあるのか?」これらを把握し、改善していくマネジメント活動の総称です。

エネルギーマネジメントは、「見える化」⇒「分析」⇒「改善提案」⇒「対策の実施」をPDCAサイクルのようにまわしていきます。

② デマンド監視装置の活用

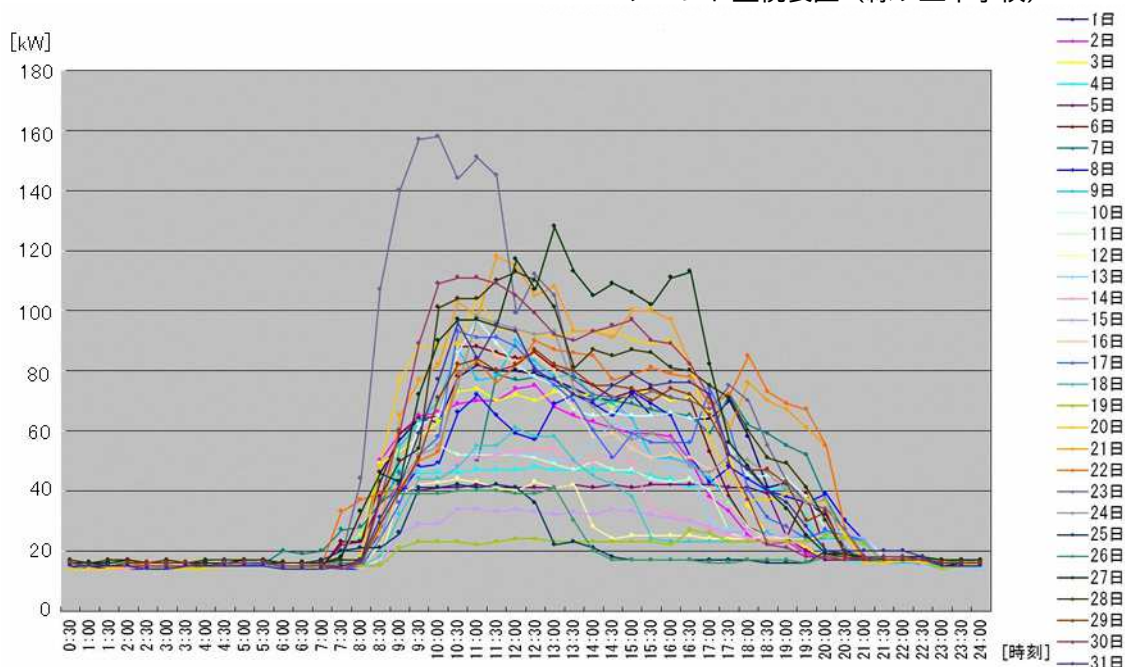
デマンドとは30分間の平均電力のことで、これを計測するのがデマンド監視装置です。

デマンド監視装置は、学校施設をはじめ、公共施設の一部で既に設置されています。

デマンド監視装置では、使用電力量をリアルタイムで確認することができ、制御装置を組み合わせることで、使用電力の制御を自動で行い、契約電力値の超過を防止することが可能です。



デマンド監視装置（緑ヶ丘中学校）



図表 5-2 デマンド値の確認状況の例

既に設置済のデマンド監視装置を活用することで、電力の使用状況を「見える化」し、無駄や改善の余地が無いのか「分析」し、制御装置を組み合わせることで、電力の合理的な利用を推進し、消費電力やCO₂排出量の削減を図ります。

第3節 公用車の電動車への更新

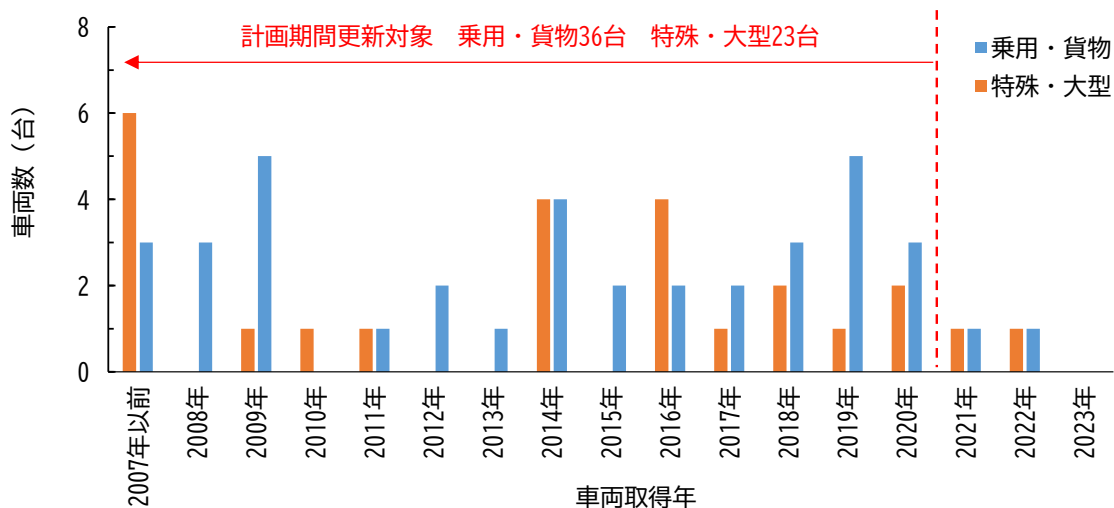
① 社会情勢

政府は、「地球温暖化対策計画」（令和3（2021）年10月22日閣議決定）において、「2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現する」方針を掲げています。

町内大手自動車メーカーでは、令和7（2025）年から令和12（2030）年にかけて、複数のEVモデルを導入する予定であり、令和12（2030）年には生産する全ての車に電動化技術を搭載する予定としており、令和12（2030）年のEV比率を25～40%と想定しています。

② 公用車の更新予定

当町では、現在63台（バイク・フォークリフトを除く）の公用車（うち乗用・貨物38台）を所有しており、その取得年は以下に示すとおりです。



図表 5-3 公用車の取得年

車両更新の目安を10年とした場合、計画期間である令和12（2030）年までに計59台（うち乗用・貨物36台）の更新が見込まれ、計画的に電動車を導入することで、計画期間中にほぼ全ての公用車を電動車に置き換えることが可能です。

③ 電動車への更新にあたっての考え方

当町が新規導入・更新する公用車については、令和8（2026）年以降、全て電動車とすることを基本とします。ただし、業務上必要な性能を満たす電動車が市場に流通していないなど、やむを得ない場合は、低排出ガス認定自動車の中から、環境性能の高い自動車を優先して導入します。

④ 充電インフラの整備

公用車の電動車への更新にあわせ、公共施設への充電インフラの整備を進める必要があります。充電インフラの整備には、初期費用なしで導入可能なサービスもありますが、ビジネスとして黎明期にあるため、技術革新や社会動向を踏まえながら、利便性が高く持続可能な充電インフラを構築していく必要があります。

第4節 太陽光発電設備等の導入

① 社会情勢

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3（2021）年6月 国・地方脱炭素実現会議決定）において、「政府及び自治体の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物等の約50％に太陽光発電設備が導入され、2040年には100％導入されていることを目指す」方針を掲げています。

② 太陽光発電設備等の導入の考え方

公共施設への太陽光発電設備等の導入調査を順次行い、設置可能な施設について、以下の考え方に基づき導入の検討を進めます。

●視点1 「維持保全計画（建築物）」における建替え・改修方針

「維持保全計画（建築物）」において、各公共施設の建替え・改修方針が示されていることから、各施設の計画上的方針を考慮する必要があります。

●視点2 自家消費型設備の導入

導入する太陽光発電設備等は自家消費型とし、施設の電力使用量を基に最適な設備容量を導入します。（国の補助金を活用する場合、FIT・FIP制度の認定を取得しないことが条件となります。）

●視点3 適切な管理と運用

設備導入後に効率的な発電がされるには、設備の定期的なメンテナンスが必要であり、その持続性について考慮する必要があります。

●視点4 蓄電池の整備

蓄電池の整備は、太陽光発電設備等で発電した電気を最大限活用することができるとともに、災害時における非常用電源として有効であるため、地域レジリエンスの強化にも繋がりますが、蓄電池の整備には、多大な費用が必要となります。そのため、施設の特長や費用対効果を踏まえながら、蓄電池の整備を検討する必要があります。

③ 太陽光発電設備等の導入手法

太陽光発電設備等の導入には、「自己所有」と「第三者所有」の2つのパターンがあります。また、「第三者所有」は「PPA」・「リース」・「屋根貸し」の3つの手法に分類されます。

どの手法を採用するかは、電力使用量・想定発電量・自家消費率・費用対効果を踏まえ検討する必要があります。

図表 5-4 太陽光発電設備等の導入手法

導入手法	自己所有	第三者所有
概要	自治体が所有する公共施設の屋根や公有地などに自治体自らが発電設備を設置する方法。	自治体が所有する公共施設の屋根や公有地などに、事業者が発電設備を設置・所有・管理する方法。 PPA・リース・屋根貸しの3つの手法に大別。
メリット	発電した電力は、自家消費したり、売電したり、自由に使用することができる。 長期間の契約といった拘束がないため、事業者の倒産リスクを負うことがない。	初期費用やメンテナンスが不要。 設備設計も民間提案とすることが可能であるため、少ない労力で短期間に導入可能。 PPA・リースでも国の補助金の活用が可能。
デメリット	設備を購入するため、初期費用やメンテナンスが発生する。	契約が長期間となり、施設の防水工事や屋根改修時などに設備を自由に動かすことができない。

第5章 重点取り組み

図表 5-5 各導入手法の特徴

導入手法	自己所有	第三者所有		
		PPA	リース	屋根貸し
設備所有権	自治体	PPA 事業者	リース会社	発電事業者
初期投資	必要	不要 (PPA 事業者が負担)	不要 (リース会社が負担)	不要 (発電事業者が負担)
ランニングコスト	保守点検費が必要	電気料金 (PPA 単価×消費量)	リース料	不要 (発電事業者が負担)
契約期間	—	長期 (10～20 年)		
設備の処分・ 交換・移転等	○ (自由にできる)	× (自由にできない)		
環境価値 獲得可否	○	○ (自家消費分のみ)	○	×
余剰買電する場合 の収入有無	○	×	○	—

第1章
背景と基本的事項

第2章
現状と課題

第3章
目標と基本方針

第4章
目標達成に向けて

第5章
重点取り組み

第6章
計画の推進

第6章

計画の推進

第1節 計画の推進体制

第2節 計画の進行管理

第1節 計画の推進体制

温室効果ガス削減目標の達成およびゼロカーボンシティの実現に向けて、府中町環境対策本部が主導し、職員全員が主体的かつ積極的に計画に定めた取り組みを推進します。

図表 6-1 計画の推進体制

環境対策本部	
○計画策定の各段階における意思決定 ○計画に基づく取り組みの推進に関する決定 ○関連施策の調整・協議・決定	
事務局(環境課)	各 部 局
○取り組みの進捗状況の把握・進行管理 ○温室効果ガス削減目標の達成状況の評価 ○状況に応じた見直し	○計画に基づく取り組みの実施 ○進捗状況の報告 ○エネルギー使用量の報告

【各 部 局】

所管する公共施設及び事務事業について、本計画に基づく温室効果ガス削減に向けた取り組みを実施するとともに、その進捗状況とエネルギー使用量を事務局に報告する。

【事務局（環境課）】

提出された取り組みの進捗状況とエネルギー使用量を集計し、温室効果ガスの排出量の増減に関する分析を行い、環境対策本部に報告する。また、環境対策本部からの指示により、計画内容の見直し行う。

【環境対策本部】

事務局から地球温暖化対策の進捗状況についての点検・評価の報告を受け、本計画の推進に関し、総合的な指示を行う。

●全庁横断的な取り組みについて

公共施設照明の LED 化等、全庁横断的な取り組みが必要な事項については、「府中町環境対策推進組織の設置及び運営要綱」に基づき、環境対策本部の下に環境対策推進担当課長会及び環境企画班を置き、取り組みの推進を図ります。

【環境対策推進担当課長会】

環境対策本部で決定した事項の実施に関し協議・調整し、円滑で効率的な環境対策の推進を図る。

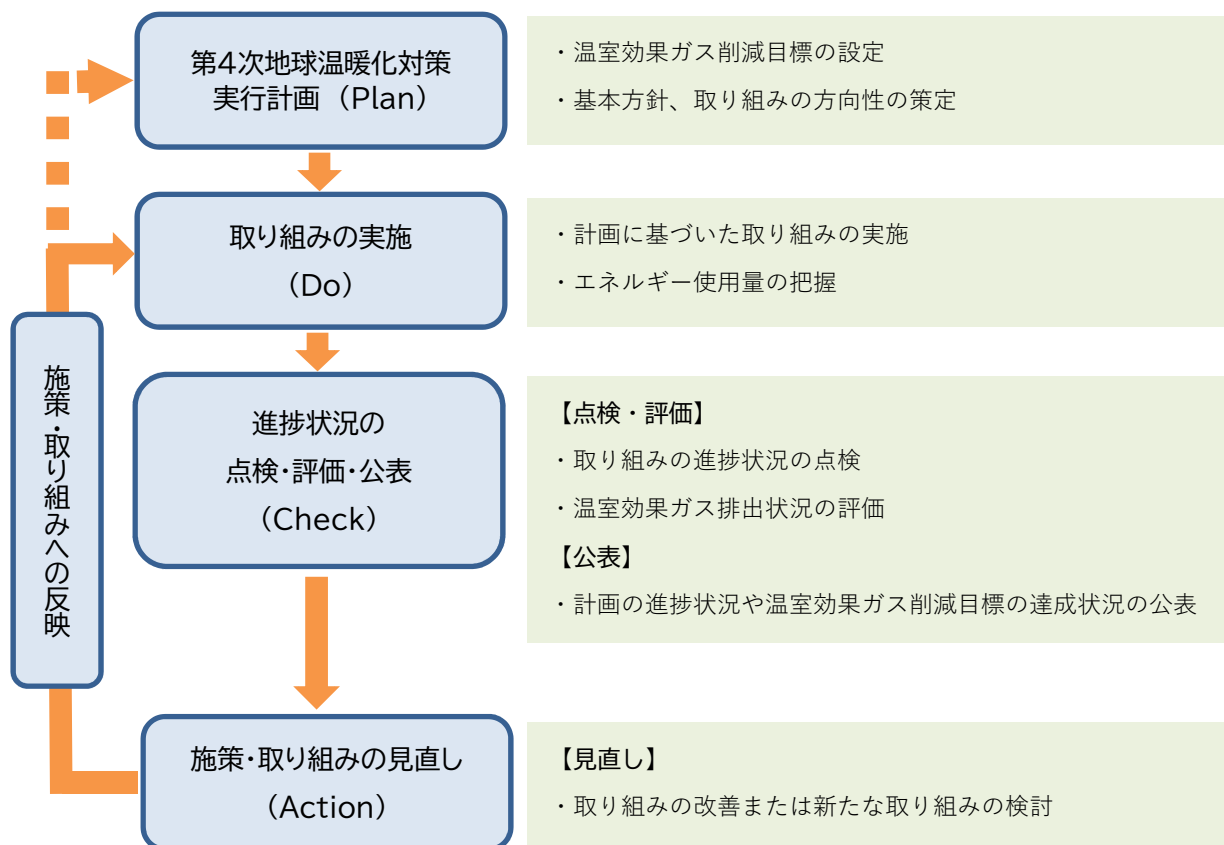
【環境企画班】

担当課長会の所掌事項について、具体的に調査・研究するとともに所掌事項の企画及び調整を図る。

第2節 計画の進行管理

計画の進行管理は、PDCA サイクルによる継続的な推進と改善を図ります。

計画の進捗状況及び温室効果ガス排出状況について、毎年点検・評価を行い、環境対策本部会議において審議し、以降の取り組みに反映させていきます。



図表 6-2 計画の進行管理

計画の進捗状況及び温室効果ガス削減状況は、温対法第 21 条第 15 項に基づき、毎年、広報誌やホームページなどで公表するものとします。

卷末

用語の解説

英数字・記号

- ・ **3 R**

3 R とは、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用・再資源化（Recycle）の3つの頭文字 R の総称を指します。

- ・ **COP21**

COP21 とは、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議を指します。国連気候変動枠組条約締結国会議とは、平成 2（1992）年に開催された「地球サミット」で採択された大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」に基づいた国際会議であり、COP21 では、法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。

- ・ **ESCO事業**

ESCO 事業とは、民間事業者の資金やノウハウを活用して、照明や空調などの設備を省エネ設備に改修し、削減した光熱水費で工事費や維持管理費等の経費を賄う事業を指します。

- ・ **ESG投資**

ESG 投資とは、投資家が企業の株式などに投資する際、投資先の ESG の取り組みをしっかりと評価して投資対象を選別、あるいは、ESG 課題への継続的な配慮を促す投資のことを指します。ESG とは、環境（Environmental）、社会（Social）、ガバナンスの（Governance）の頭文字を指します。

- ・ **FIT制度**

FIT 制度とは、固定価格買取制度とも呼ばれ、太陽光などの再生可能エネルギーで発電した電気を一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度を指します。

- ・ **FIP制度**

FIP 制度とは、FIT 制度のように固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せする制度を指します。

- ・ **PPA**

PPA とは、家庭が所有する敷地や屋根のスペースに、PPA 事業者が無償で太陽光発電設備を設置し、メンテナンスを実施するモデルを指します。そこで発電された電力のうち、消費した電力分だけを PPA 事業者が電気料金として支払うシステムとなっています。

- ・ **ZEB**

ZEB とは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略であり、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物を指します。

カ行

- ・ **気候変動に関する政府間パネル（IPCC）**

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）とは、世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）により 1988 年に設立された政府間組織を指します。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の目的は、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることとなっており、世界中の科学者の協力の下、出版された文献（科学誌に掲載された論文等）に基づいて定期的に報告書を作成し、気候変動に関する最新の科学的知見の評価を提供しています。

- ・ **グリーン購入**

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する前にまずその必要性を十分に考えること。購入する場合には、価格・機能・デザインなどの判断要素に、環境という視点を加えて、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努めている事業者から購入すること。そして、購入した製品やサービスが不要となった場合には適切に廃棄すること。この3つを適切に実施する活動を指します。

- ・ **グリーンボンド**

グリーンボンドとは、政府や企業などが発行する債券を指します。発行した債券を投資家が購入することで、環境保全に関する活動資金を援助する仕組みで、投資家のイメージアップとともに債券であることから株式よりも低リスクであるとされています。

- ・ **現状すう勢**

現状すう勢とは、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量を指します。

- ・ **コージェネレーション（熱電併給）システム**

コージェネレーション（熱電併給）システムとは、天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムを指します。

タ行

- ・ **デマンド監視装置**

デマンド監視制御装置とは、建物の電力使用状況（最大需要電力や使用電力量）を常時監視する装置を指します。

- ・ **電力の自由化**

電力の自由化とは、平成 28（2016）年 4 月 1 日以降、電気の小売業への参入が全面自由化され、家庭や事業者も含む全ての消費者が、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになったことを指します。これにより、全ての消費者がライフスタイルや価値観に合わせ、電気の売り手やサービスを自由に選べるできるようになりました。

- ・ **電力排出係数**

電力排出係数とは、電気事業者が販売した電力を発電するためにどれだけの二酸化炭素を排出したかをあらわす数値を指します。火力発電などといった化石燃料由来の電気と太陽光発電などの自然由来の電気では電力排出係数が大きく異なり、後者の数値が前者の数値と比べ、非常に小さくなります。

ハ行

- ・ **保全マネジメントシステム（BIMMS）**

保全マネジメントシステム（BIMMS）とは、一般財団法人建築保全センターが開発した施設の保全計画やエネルギーの使用量などを管理するシステムを指します。



府中町 PR キャラクター「椿町ファミリー」

発 行／令和 5（2023）年 10 月

発 行 者／広島県安芸郡 府中町

問合せ先／府中町 町民生活部 環境課

〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号

TEL：082-286-3244 FAX：082-284-7111

E-Mail：kankyouka@town.fuchu.hiroshima.jp